

議第二百二十九号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一六の表一の項中「六、七〇〇」を「二二、〇〇〇」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年三月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）附則第七条の規定により同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても同法第二条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項の規定の例によりすることができるとされる免許の申請に対する審査については、この条例の施行の日前においても、改正後の別表第一六の表一の項の規定の例による第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料を徴収することができる。

提 案 説 明

大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴い、第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料の額を改定するため、この条例を定めようとする。

